

新宿駅東口地区地区計画の変更(原案)の
説明動画及びスライド資料(43ページ)の訂正について

令和7(2025)年10月15日に公開した新宿駅東口地区地区計画の変更(原案)の説明動画及びスライド資料の43ページについて、下記のとおり一部誤りがありました。お詫びして訂正します。
なお、スライド資料及び説明動画は、令和7年10月17日に訂正し更新しています。

記

訂正前
(43ページ)

4-1 地区計画の変更(原案)

-地区全体に係る内容-

(4) 地区整備計画 (建築物等に関する事項)

赤字: 主な変更部分

⑦-2 建築物の容積率の最高限度 (容積率の緩和)

対象敷地 壁面の位置の制限が定められた敷地

○ 壁面の位置の制限が定められた敷地 (全ての前面道路の幅員が12m未満であるものに限る。) で「区長が新宿らしい賑わいの維持発展や安全・安心で 快適なまちづくりに資すると認めた建築物」の容積率は、以下の算定式により得たものとする。

容積率 = (前面道路幅員(m)^{※7} + 0.6) × 0.8 × 100 ≤ 指定容積率
(800%又は900%)

ただし、壁面後退0.3mを0.1mに緩和する場合は
容積率(%) = (前面道路幅員(m)^{※7} + 0.2) × 0.1 × 100 ≤ 指定容積率
(800%又は900%)

2号壁面が定められた敷地の容積率の緩和

建築基準法に基づき、地区計画の内容に適合し、かつ、以下の認定基準を満たすことが必要です。

①空地の整備 ②避難経路の確保 ③非常 ⑤衛生

【誤】 0.1

【正】 0.6

※7: 前面道路幅員は、建築基準法第52条第9項の規定に基づく特定道路による割増し後の幅員を含みます。

43

訂正後
(43ページ)

4-1 地区計画の変更(原案)

-地区全体に係る内容-

(4) 地区整備計画 (建築物等に関する事項)

赤字: 主な変更部分

⑦-2 建築物の容積率の最高限度 (容積率の緩和)

対象敷地 壁面の位置の制限が定められた敷地

○ 壁面の位置の制限が定められた敷地 (全ての前面道路の幅員が12m未満であるものに限る。) で「区長が新宿らしい賑わいの維持発展や安全・安心で 快適なまちづくりに資すると認めた建築物」の容積率は、以下の算定式により得たものとする。

容積率 = (前面道路幅員(m)^{※7} + 0.6) × 0.8 × 100 ≤ 指定容積率
(800%又は900%)

ただし、壁面後退0.3mを0.1mに緩和する場合は
容積率(%) = (前面道路幅員(m)^{※7} + 0.2) × 0.6 × 100 ≤ 指定容積率
(800%又は900%)

2号壁面が定められた敷地の容積率の緩和について

建築基準法に基づき、地区計画の内容に適合し、かつ、以下の認定基準を満たすことが必要です。

①空地の整備 ②避難経路の確保 ③非常用の照明装置 ④内装の制限 ⑤衛生

※7: 前面道路幅員は、建築基準法第52条第9項の規定に基づく特定道路による割増し後の幅員を含みます。

43